

枚方市障害福祉サービス事業者連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、行政と事業者が連携し合い障害者(児)の福祉サービスを推進し、サービスの質の確保と向上を図り、障害者(児)等の生活向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互のネットワーク作りの促進事業
- (2) 会員相互の交流、情報交換、資質の向上を図る事業
- (3) 事例検討やサービス提供の問題点等の検討
- (4) サービスの質の向上に資する事項(研修会の開催等)
- (5) 障害者施策全体の市からの情報収集
- (6) その他、連絡会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 連絡会は、枚方市内をサービス提供地域として障害者(児)等にサービスを行う事業者(以下「会員」という。)をもって構成する。

2 会員として連絡会に入会しようとするものは、別に定める様式により、入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

3 会員として連絡会を退会しようとするものは、別に定める様式により、退会申出書を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監査 | 1名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、会員の互選により選出する。

2 会長、副会長及びその他の役員は、役員の間選により選出し、連絡会において承認する。

3 副会長及びその他の役員に欠員を生じた時は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、連絡会を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が仕事を遂行できないときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、運営に必要な金銭の出納を行う。
- (4) 幹事は、連絡会の円滑な運営に努める。
- (5) 監査は、会計を監査し、連絡会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は承認の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 連絡会に事務局を設置する。

2 事務局は、枚方市役所障害福祉室に設置し、枚方市が所管する。

(連絡会開催)

第10条 連絡会開催は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 役員選出及び承認

(2) 事業計画の決定

(3) 規約改正に関する事項

(4) その他、連絡会の運営に関する重要な事項

2 連絡会は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

(役員会)

第11条 会長は、必要に応じて役員を招集し、次の事項を審議する。ただし、役員過半数の出席がなければ開催することができない。

(1) 連絡会の運営に関する事項

(2) 事業計画の企画・立案に関する事項

(3) 規約素案等の策定に関する事項

(4) その他、連絡会の運営に関する必要な事項

(連絡部会)

第12条 連絡会は、必要に応じて次の部会を設置することができる。

(1) 事業者部会

(2) 施設部会

(3) その他の部会

(会計年度)

第13条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第14条 連絡会は、必要に応じて会員から会費を徴収することができる。

(会計)

第15条 連絡会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(任用期間)

2 この規約の施行後、最初に就任した役員任期は、第8条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。